

Pick up

お知らせピックアップ

新型コロナウイルス感染症の感染リスクと隣り合わせで働いている医療従事者の方などに心からの敬意と感謝を表しましょう。偏見や差別はやめましょう。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

※5月11日時点の情報です。状況により変更になる場合があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、政府は「緊急事態宣言」を5月31日まで延長することを決定しました。引き続き感染拡大防止に向けた取り組みにご協力をお願いします。なお、「特別定額給付金」については、広報とりで臨時号でご案内しています。併せてご覧ください。



取手市



茨城県



厚生労働省



総務省

納付が困難な方への「徴収猶予の特例」

☎ 納税課 ☎ 内線1263

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を納期限までに納付することが困難な場合は、「徴収猶予の特例」を適用できます。詳しくはお問い合わせください。

- 対象** 以下の全てを満たす納税者・特別徴収義務者
- ▼新型コロナウイルス感染症の影響により2月以降の任意の期間において、事業などに係る収入が前年度同期に比べておおむね20%以上減少している
 - ▼一時に納付または納入を行うことが困難である
- 税目** 2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市・県民税(普通徴収・特別徴収)、軽自動車税(種別割)、固定資産税・都市計画税、法人市民税、国民健康保険税
- 申請** 申請書のほか、減収や現預金の状況が分かる資料の提出
- 締切** 6月30日または、納期限のいずれか遅い日まで

保険料(税)の免除

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した場合などに、保険料などの減額・免除を実施します。詳しい内容が決まり次第お知らせします。

- 国民健康保険税 ☎ 国保年金課 ☎ 内線1364
- 後期高齢者医療保険料 ☎ 国保年金課 ☎ 内線1368
- 国民年金保険料 ☎ 国保年金課 ☎ 内線1371
- 介護保険料 ☎ 高齢福祉課 ☎ 内線1324

妊婦・呼吸器等機能障害のある方にマスク配布

☎ 健康づくり推進課 ☎ 内線1221

①…保健センター ☎ 85-6900、②③…障害福祉課 ☎ 内線1330

市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、寄付いただいた不織布マスク合計9,200枚を配布していきます。

- 対象・枚数** ①妊娠中の方：1人5枚
②呼吸器・腎臓機能障害の身体障害者手帳の交付を受けている方：1人10枚
③市内の障害児通所施設：1施設100枚
- 配布方法** ①②自宅へ郵送③市から直接施設へ配布
- 配布開始** ①5月1日～②③5月8日～順次配送

新型コロナウイルス感染症一般相談窓口

- ▶ 竜ヶ崎保健所 ☎ 62-2161 (平日 9:00 ~ 17:00)
 - ▶ 茨城県庁内 ☎ 029-301-3200 (無休、24時間受付)、FAX029-301-6341
 - ▶ 厚生労働省 ☎ 0120-565653 (無休、9:00 ~ 21:00)
- ◎聴覚に障害のある方や、電話での相談が難しい方は
- ▶ ファクス (FAX03-3595-2756)
 - ▶ (一財)全日本ろうあ連盟ホームページ (右コードから)



生活福祉資金と住居確保給付金

■生活福祉資金(緊急小口資金、総合支援資金)の貸し付け

☎ 市社会福祉協議会 ☎ 72-0603

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などによる収入の減少や、失業などにより、生計を維持するために一時的に生活福祉資金の貸し付けが必要となる方

■住居確保給付金 家賃相当分の給付金を支給します

☎ 暮らしサポートセンター(市社会福祉協議会内) ☎ 72-0603

対象 離職や自営業の廃止、またはやむを得ない休業などにより離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した方または喪失するおそれのある方

◎支給には一定の要件があります。詳しくはお問い合わせください。

テイクアウトで飲食店を応援しよう!

☎ 産業振興課 ☎ 内線1441

新型コロナウイルスの影響を受けている飲食店を応援するために、市商工会では市内でテイクアウト(お持ち帰り)を取り扱うお店を紹介した特設サイト「TORIDE TAKEOUT」を開設しました。5月3日現在で約30店舗が登録されています。



テイクアウト
専用特設サイト

■テイクアウト事業補助金制度が創設されました

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上げが減少する飲食店を支援します。市内飲食店が取り組むテイクアウト商品を取手駅ビル1階のMATCH MARKETで販売できるよう、出店料などを補助します。

感染拡大を予防する「新しい生活様式」

☎ 保健センター ☎ 85-6900

政府の専門家会議では、「新しい生活様式」を具体的にイメージできるように、今後日常生活の中で取り入れてほしい実践例を提示しました。

■日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避(密集・密接・密閉)
- 毎朝体温測定、健康チェック



■その他

- 帰宅したらまず手や顔を洗う。すぐに着替えるか、シャワーを浴びる。
 - 発症したときのため、誰とどこで会ったかを記録する。
 - 買い物は1人または少人数ですいた時間に など
- ※その他詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。